



ご存知ですか？ ひとり親家庭に関する制度

児童扶養手当制度

この手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳到達の年度末までにある児童（一部20歳まで）を監護している母、監護し生計を同じくしている父、または父母にかわってその児童を養育している方です。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める程度の障がいにある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童

なお、母または父、養育者が公的年金給付を受けることができるときなど、上記に当てはまる場合においても、手当を受けることができない場合があります。養育する児童の数や、所得額により支給額が決められます。所得制限により支給されない場合もあります。制度の内容、申請手続き等は、下記までお問い合わせください。

ひとり親家庭医療費助成制度

対象となる方は、18歳到達の年度末までにある児童を養育しているひとり親家庭（母子・父子家庭）の親と18歳到達の年度末までにある児童。または、父母がなく養育者に監護される18歳到達の年度末までにある児童です。ただし、助成対象者の所得が一定額以上である場合は、助成することができません。

寡婦医療費助成制度

満70歳未満の寡婦の方（かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方）が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用（食事療養費等対象にならない費用があります。）の一部（助成対象費用の2分の1）を助成します。

ただし、その方の同一世帯員、または、その方を税法上扶養している方のいずれかが、所得税の納税義務を有するときは、助成することができません。

大分県母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭等の経済的自立を支援するために、無利子または低利子で各種資金を貸付する制度です。資金ごとに貸付限度額、償還期限、年利など条件が異なります。申請時に必要な書類など、詳細についてはお問い合わせください。

8月は「児童扶養手当」の現況届、「母子・父子家庭医療費受給資格」「寡婦医療費受給資格」の更新の月です。市から送付された書類をご確認のうえ、必要書類を整え期限内に必ず提出をお願いします。

～母子自立支援員にご相談ください～

母子家庭や寡婦の方が抱える日常生活や子育て、就業等に関する悩みの相談相手として、福祉事務所に母子自立支援員を配置しています。

こんなことで悩んでいませんか？

- * 生活費・教育費・医療費等経済上の問題
- * 就業・自立に向けた教育訓練等について

ひとりで悩まずどんな事でもご相談ください。お電話での相談も受け付けています。

申請窓口
問い合わせ

福祉事務所 福祉対策課 家庭福祉班
国見総合支所 地域市民健康課 市民健康班

☎0978-72-5164
☎0978-82-1112